

F No. 0 ・ 4 ・ 4

令和2年2月28日

相模原市自治会連合会
会長 坂本 堯則 殿

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベント等における対応について（通知）

このことについて、市では、令和2年2月24日（月）の第3回危機対策本部会議における本部長（市長）指示に基づき、不要・不急のイベント等については、中止又は延期する方向で対応することとしており、令和2年2月27日付けで、企画財政局長及び危機管理局長から「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市公共施設における対応について」の通知がされ、市主催のイベントの中止や市施設を休止している状況でございます。

つきましては、このような状況を踏まえ、各自治会におきましてもイベント等の開催の必要性を改めて検討していただき、中止又は延期することについて、御配慮いただきたくお願い申し上げます。

以 上

市民局市民協働推進課

担当 瀬戸口

電話 042-769-8226

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市公共施設における対応について（抜粋）

（１）利用の取り扱いについて

- ・市は、施設利用者（主催者等）に対して、感染拡大防止の観点から不要・不急のイベント等について、中止又は延期することを要請する。
※不要・不急とは、市民生活に直接大きな影響を与えないようなもの。
- ・中止又は延期の最終的な判断は、施設利用者が行うものとする。
- ・中止又は延期の要請に当たり、市又は指定管理者は、施設利用者と丁寧に調整すること。

（２）対象期間について

- ・当面の間、施設の利用日が令和２年２月１４日（金）から同年４月１３日（月）までのものを対象とする。
※２月１４日に市事件・事故等対処計画に基づき、「危機対策本部体制」（危機レベル３）を発令したことから同日から２か月間とする。（２月１３日に国内初の死亡例発生）

（３）対象地域について

- ・対象は、市内全域の市公共施設とする。
※地域を区分した対応も考えられるが、全市的な感染拡大防止の観点から全域を対象とする。